

〔R0229〕 関係法令融合

次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1. 「景観法」に基づき、景観計画区域内において、建築物の外観を変更することとなる模様替をしようとする者は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法等について、景観行政団体の長の許可を受けなければならない。
2. 「労働安全衛生法」に基づき、事業者は、高さが5 m以上のコンクリート造の工作物の解体の作業については、作業主任者を選任しなければならない。
3. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、解体工事業を営もうとする者は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る建設業の許可を受けている場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
4. 「労働安全衛生法」に基づく石綿障害予防規則により、事業者は、建築物の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業を行うときは、あらかじめ、当該建築物（解体等の作業に係る部分に限る。）について、石綿等の使用の有無を調査し、その記録を作成し、これを調査終了日から3年間保存しなければならない。

〔R0229〕 正答 1

1. 誤り。景観法16条1項一号により、景観計画区域内において、建築物の建築等しようとする者は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等を景観行政団体の長に届け出なければならない。許可ではない。また、同法18条1項により、景観行政団体がその届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
2. 正しい。労安法14条、令6条十五号の五により、高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業については、作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮を行わせなければならない。
3. 正しい。建設リサイクル法21条1項により、解体工事業を営もうとする者は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けている場合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
4. 正しい。石綿障害予防規則3条1項により、事業者は、建築物の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業を行うときは、あらかじめ、当該建築物（解体等の作業に係る部分に限る。）について、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。また、同条7項により、調査の記録を作成し、これを調査終了日から3年間保存しなければならない。